INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.223 2023 年 04 月 03 日

台湾特許法施行細則の一部の改正について

今般、台湾特許庁は特許法施行細則(第 17 条及び第 28 条)を改正し 2023 年 05 月 01 日より施行することになりました。

主な改正点を次のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. 生物材料の寄託機関による証明書類に生存証明が必要になる。
2. 分割出願の明細書について原出願(親出願)の出願時の明細書内容と完全一致しない場合は差異部分に下線又は削除線で引いた頁を添付するとともに申請書をもって説明することが義務付けられる。

以上

(出典:台湾特許庁)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。